

女性活躍交流促進事業（HiGO ROCKa Summit 2026）企画運営業務委託 企画提案コンペ募集要項

次のとおり、女性活躍交流促進事業（HiGO ROCKa Summit 2026）企画運営業務を実施する事業者を募集する。

1 募集方法

本業務は、公募により企画提案を募り、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し、受託候補者とする。

2 企画提案コンペに付す事項

- （１）委託業務名
女性活躍交流促進事業（HiGO ROCKa Summit 2026）企画運営業務
- （２）業務内容
別紙「女性活躍交流促進事業（HiGO ROCKa Summit 2026）企画運営業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに従うこと
- （３）契約期間
契約締結の日から令和９年（２０２７年）３月１２日（金）まで
- （４）募集事業者数
１事業者

3 委託限度額

２，６６７，０００円（消費税及び地方消費税を含む）

※なお、この金額は、提案に当たっての目安（上限）となる金額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定する。

4 対象経費

委託事業の実施に直接必要となる諸経費

（例）備品等使用料、謝金、旅費、人件費、交通通信費、資料作成費、事務費等

※備品購入費など受託者の財産取得に係る経費は対象外。

※従来の経費を単に本事業に振り替えることや、事業内容との関連性が認められない経費、公的な資金の使途として不適切と認められる経費の計上は不可。

5 参加資格要件

民間企業、その他の法人又は法人以外の団体、個人事業主であって、次の要件の全てを満たしている者。ただし、県との打合せ等に担当者等が出席でき、また、電話、メール等にて速やかかつ確実な連絡体制をとれる者に限る。

- ① 熊本県内に本店又は支店、営業所等を有すること。
- ② 熊本県女性の社会参画加速化会議ワーキング会議委員（代理出席者を含む）の所属事業所でないこと。
- ③ 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項各号の規定に該当しない者であること。
- ④ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てを行っていないこと。

た者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。

- ⑤ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- ⑥ 参加申込書受付の開始以降、随意契約締結日までの間に熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止等の措置を受けていない者であること。
- ⑦ 宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと。
- ⑧ 暴力団ではないこと及び暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）の統制下でないこと。
- ⑨ 消費税及び地方消費税並びに県税に未納がない者。

6 質疑と回答

- （1）受付期間は令和8年（2026年）8月3日（月）までとし、質問は、電子メール（様式任意）で受け付ける。
なお、質問及び回答については、必要に応じて熊本県ホームページに掲載する。
※受付期間を超えた質疑については回答しない。
- （2）質問のあった事項については、参加申込書を提出した事業者全員に8月5日（水）までに電子メールにて回答する。
- （3）担当窓口
熊本県男女参画・協働推進課 男女共同参画班
担 当：田上
E-mail：danjyokkyoudou@pref.kumamoto.lg.jp

7 応募方法等

- （1）参加申込書等の提出
企画提案コンペの参加希望者は参加申込書その他の必要書類（以下「参加申込書等」という。）を提出する。
 - ① 提出書類
 - ア 参加申込書（様式1）
 - イ 添付書類
 - （ア）事業所概要（様式2）※「（3）留意事項」を参照。
 - （イ）事業実施体制等（様式3）
 - （ウ）直近1事業年度の貸借対照表、損益計算書
 - （エ）定款等の写し
 - （オ）事業所の履歴事項全部証明書（発行後3か月以内のもの（写し可））
 - （カ）納税証明書（消費税及び地方消費税に未納がないことの証明並びに熊本県税に未納がないことの証明。令和8年（2026年）7月 日以降に発行の原本を提出。）
 - （キ）事業者の取組に関する申出書（様式4）
- （注）本年度中有効な熊本県の入札参加資格（業務委託）を有する参加希望者については、上記（ウ）～（カ）までの書類を省略することができる。その場合、「資格審査結

果通知書」の写しを提出すること。

② 提出方法

郵送又は持参

③ 提出先

〒862-8570（郵送の場合、住所記載不要）

熊本市中央区水前寺6丁目18-1

熊本県男女参画・協働推進課 男女共同参画班 担当：田上

TEL：096-333-2287

④ 提出部数

1部

⑤ 提出期限

令和8年（2026年）8月7日（金） 午後5時（必着）

（2）企画提案書の提出

① 提出書類

ア 企画提案書（任意様式）※

イ 事業費見積書（任意様式）※

※「（3）留意事項」を参照。

② 提出方法

郵送又は持参

③ 提出先

「（1）の③」に同じ

④ 提出部数

5部（正本1部、副本4部）

⑤ 提出期限

令和8年（2026年）8月17日（月） 正午（必着）

（3）留意事項

① 事業所概要については、所定の様式に代えてパンフレット等既存の資料でも可とする。

② 企画提案書は任意様式とするが、次の事項については必ず記載すること。

- ・ イベントのテーマ、その名称とした理由
- ・ 各プログラムの概要（なるべく具体的に）
- ・ イベントについて集客効果を図ることができる具体的な周知方法
- ・ イベントを盛り上げるために工夫する点（オープニングセレモニーを含む）
- ・ イベント実施までのスケジュール
- ・ リアルタイム配信の具体的な方法
- ・ 体制（組織、スタッフ）
- ・ 過去の実績

③ 事業費見積書は、「4 対象経費」に記載している項目を参考に作成すること。

8 審査の実施

(1) プレゼンテーションの実施

① 日時

令和8年(2026年)8月18日(火) 午前予定 ※時間詳細は別途連絡

② 場所

環境生活部会議室(熊本県庁新館5階) ※変更の際は別途連絡

③ プレゼンテーションの持ち時間

提案者1者につき40分(最初の20分で提案者による説明、その後審査員による質疑20分)を予定。

(2) 審査方法

- ① 別途審査会を設置し、企画提案書及びプレゼンテーションの内容に基づき、次の審査項目について審査員による審査を行い、審査員の評価点数の合計が最も高い提案者を受託候補者とする。なお、各審査員の評価点が50点以上かつ審査員の評価点数の平均が60点以上の提案者を採用の対象とする。

審査項目		配点 (各人)
事業目的の 理解度	・ 本事業の趣旨・目的を十分理解しているか。 ・ 趣旨に沿ったテーマになっているか。	10
企画力	・ サミット(フォーラム、アワード)について、多くの参加が期待できるような魅力的なイベントとするための提案があるか。 ・ プレサミットについて効果を最大化するような実施方法、参加者である学生が多く参加するための効果的な方法など、運営方法の提案があるか。	30
発信力	・ 集客効果が見込める効果的な広報・PRの提案がされているか。 ・ 参加者以外の県民にもイベントの効果を波及させるような工夫がなされているか。	25
業務遂行能力	・ サミット(フォーラム、アワード)、プレサミット等の事業を円滑に実施できる体制(組織、スタッフ)が整っているか。 ・ 配信ができる環境は整っているか。 ・ 無理のないスケジュールとなっているか。 ・ 過去の実績はどうか。	25
事業費	・ 事業費の積算は妥当か。	5
その他	・ えるぼし認定、くるみん認定、プラチナくるみん認定、ユースエール認定、熊本県男女共同参画推進事業者表彰、熊本県ブライト企業認定、よかボス宣言のいずれかを受けた企業(団体)であるか。 ・ 障害者就労施設等からの物品及び役務の調達実績(当該年度又は前年度)があるか、事業活動温暖化	5

	対策計画書制度の対象事業者（義務及び任意）、エコアクション 21、RE100、再エネ 100 宣言 RE Action のいずれかの認証等を受けている又は森林吸収量認定書の交付実績（当該年度又は前年度）があるか、熊本県SDGs登録制度に登録している又はパートナーシップ構築宣言をポータルサイトに登録しているか。 ※いずれも、年度の指定があるもののほかは、現在も有効であること。	
合計		100

② 審査結果の通知

全ての提案者に対し、審査結果を書面にて通知する。なお、採用された提案者については、県のホームページで公表する。

9 参加辞退について

参加申込書の提出後に申込みを取り下げる場合は、取下書（様式任意）を熊本県男女参画・協働推進課に提出すること。

10 契約

県は、受託候補者と最終的な契約条件等を協議し、双方合意に至ったときは、委託限度額の範囲内で契約を締結する。

当該候補者として選定された者と契約条件等が合意に至らない場合は、「8の（2）の①」における次点の提案者を受託候補者として協議を行う。

11 契約方法

契約方法は、地方自治法第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とし、熊本県会計規則第95条第1項第1号により単独見積とする。

12 契約保証金

受託者は、契約締結に際し熊本県会計規則第77条第1項の規定により契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付するものとする。ただし、受託者が同規則第78条各号に該当する場合はこの限りではない。

13 その他留意事項

- （1）一度提出のあった書類については、原則として差し替えを認めない。
- （2）提出された企画提案書等は、業務関係資料の保存のため返却しない。また、不採用となった提案者の企画は一切転用しない。
- （3）企画提案書の作成、提出及び選考に要する一切の費用は、提出者の負担とする。
- （4）受託候補者の選定のため、提出された企画提案書の写しを作成し、使用することがある。
- （5）提出された企画提案書は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）に基づき公開することがある。
- （6）提案に際しては、業務委託先として採用されないこともある点に十分注意し、関係

者とトラブルがないようにすること。

- (7) 企画提案書に関する著作権は提案者に帰属する。ただし、本委託契約を締結する提案者が提出した企画提案書の著作権に関しては、契約締結時点で県に帰属する。
- (8) 次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
 - ア 関係書類の提出方法、提出先又は提出期限が守られなかったとき。
 - イ 関係書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
 - ウ 関係書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
 - エ その他、協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるとき。
- (9) 審査で最高位の評価を受けた提案者が、参加要件を満たしていない場合は、契約締結ができないので注意すること（この場合、次点の提案者と契約交渉を行うものとする）。
- (10) 審査で最高位の評価を受けた提案者を受託候補者として選定した後に、提案内容を適切に反映した仕様書を作成するために、その者に対して業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。
- (11) 参加希望者が1者のみであった場合でも、本企画提案コンペでの選定は実施する。